

新ス ポ少第 183 号
令和 7 年 10 月 31 日

市町村スポーツ少年団本部長 各位

公益財団法人新潟県スポーツ協会
新潟県スポーツ少年団
本部長 滝沢 一博

令和 8 年度日本スポーツ少年団顕彰候補者の推薦について（依頼）

平素よりスポーツ少年団の諸事業に格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記顕彰の候補者について、令和 2 年度から日本スポーツ少年団指導者制度が日本スポーツ協会公認指導者制度に統合され、役員やスタッフも幅広く表彰対象となったことから、市町村・地域において特に活躍している人物の掘り起こしも視野に入れ、「登録者」の表彰については、市町村スポーツ少年団からの推薦制を導入することとしております。

つきましては、貴スポーツ少年団において該当する候補者がおりましたら下記によりご推薦ください。

記

1 推薦上限数 市町村別推薦上限数記載のとおり

2 提出期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）

3 提出書類 推薦様式（1・1～1・3）

4 提出先

〒950-0933

新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団 担当：中山

4 同封書類

- (1) 日本スポーツ少年団顕彰要綱
- (2) 推薦様式（様式 1・1～1・3）

5 顕彰の流れ

- (1) 市町村スポーツ少年団本部長が県スポーツ少年団本部長に推薦する。
- (2) 県スポーツ少年団正副本部長によって構成する「表彰選考委員会」で候補者を選考し、
日本スポーツ少年団に推薦する。
- (3) 被表彰者は、新潟県スポーツ少年団総会に報告する。

6 留意事項

- (1) 期限までに提出がない場合は、貴スポーツ少年団からの推薦がないものとします。
- (2) 推薦上限数は、市町村スポーツ少年団における当該年度の登録実績から次のように定めます。
 - 市町村スポーツ少年団登録者（指導者・役員・スタッフ）

100名まで	1名
101名～400名まで	2名以内
401名以上	3名以内
- (3) 候補者は、日本スポーツ少年団顕彰要項施行基準に基づき、原則として新潟県スポーツ少年団顕彰を受けた者に限ります。
なお、新潟県スポーツ少年団顕彰受賞者を確認したい場合は、担当まで連絡願います。
- (4) 本県から日本スポーツ少年団に推薦する人数は3名以内であることから、貴市町村スポーツ少年団の候補者が日本スポーツ少年団に推薦されない場合がありますので、予めご了承願います。
- (5) 「推薦様式」については、必ず今回送付した様式で提出するとともに、別紙「記入例」を参照願います。
- (6) 過年度において推薦対象にならなかつた方について再び推薦する場合は改めてご推薦ください。

公益財団法人新潟県スポーツ協会
新潟県スポーツ少年団（担当：中山）
〒950-0933
新潟市中央区清五郎 67 番地 12
デンカビッグスワンスタジアム内
TEL:025-287-8600 FAX:025-287-8601
E-mail:suposyo@niigata-sports.or.jp